

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由	
1	堺市立国際交流プラザ会議室等管理業務	一式	R3. 4. 1	堺市立国際交流プラザの会議室等運営にかかる業務(電話・応対者対応、会議室管理、施設内巡回等)	公益社団法人堺市シルバー人材センター	2,271,456円	国際課	340-1090	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	
2	黒姫山古墳管理業務	一式	R3. 4. 1	史跡黒姫山古墳歴史の広場及びガイダンス施設の清掃と管理ならびにガイダンス施設映像ホールの利用案内	公益社団法人堺市シルバー人材センター	3,372,285円	世界遺産課	228-7014	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。	
3	堺市博物館緑地除草清掃業務	一式	R3. 4. 1	緑地除草清掃業務	堺市シルバー人材センター	4,197,696円	学芸課	245-6201	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものとして、同法人に委託するものである。	

	4 観光案内板維持管理業務	一式	R3. 8. 2	観光案内板の清掃、状態確認業務	公益社団法人堺市シルバー人材センター	363,046円	観光推進課	228-7493	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。
--	---------------	----	----------	-----------------	--------------------	----------	-------	----------	---